

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第55号）
 - 1 改正内容
 - (1) 平針黒石第二地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1関係）
 - (2) 牛島南地区計画、大井町地区計画、徳重駅周辺地区計画及び錦二丁目7番地区計画の変更並びに平針黒石第二地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第55号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

平針黒石第二地区 整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された名古屋都 市計画平針黒石第二地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められている区域
--------------------	---

別表第 2 牛島南地区整備計画区域の項中

「10分の 5。ただし、耐火建築物については、10分の
7 とする。」を

「10分の 5。ただし、法第53条第 6 項第 1 号に該当す
る建築物（同条第 7 項の規定によりその敷地を全て

防火地域内にあるものとみなして適用する同号に該当する建築物を含む。) については、10分の7とする。	に改め、同表大井町地
--	------------

区整備計画区域の項中

建ぺい率の最高限度	10分の7。ただし、耐火建築物については、10分の9とする。	を
-----------	--------------------------------	---

建蔽率の最高限度	10分の7。ただし、法第53条第6項第1号に該当する建築物については、10分の9とする。	に改め、同
----------	--	-------

表徳重駅周辺地区整備計画区域の項中

建ぺい率の最高限度	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物については10分の7、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物については10分の8）。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線又は都市計画道路3・4・171名古屋春木線から30メートル以内の地域については、この限りでない。	を
-----------	---	---

建蔽率の最高限度	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物については10分の7、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物については10分の8）。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線又は都市計画道路3・4・171名古屋春木線から30メートル以内の地域については、この限りでない。	に、
----------	---	----

建ぺい率の最高限度	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物については10分の7、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物については10分の8）。ただ	を
-----------	--	---

	し、都市計画道路 3・2・163 名古屋岡崎線から 30 メートル以内の地域については、この限りでない。
--	--

建蔽率の最高限度	10 分の 6（法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物については 10 分の 7、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物については 10 分の 8）。ただし、都市計画道路 3・2・163 名古屋岡崎線から 30 メートル以内の地域については、この限りでない。
----------	--

に、

建ぺい率の
最高限度

を

建蔽率の最
高限度

に改め、同表錦二丁目 7 番地区整備計画区域

の項中

10 分の 4.6。ただし、耐火建築物については、10 分の 6.6 とする。

を

10 分の 4.6。ただし、法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する建築物については、10 分の 6.6 とする。

に、

10 分の 6。ただし、耐火建築物については、10 分の 8 とする。

を

10 分の 6。ただし、法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する建築物については、10 分の 8 とする。

に改め、同表に次のよ

うに加える。

平針黒石 第二地区 整備計画 区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅又は共同住宅 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 診療所
----------------------------	----	-------	--

		4 上記の建築物に附属する車庫又は物置 5 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
	敷地面積の最低限度	170 平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は 2 メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。
	緑化率の最低限度	10分の 2.5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 423 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和 2 年 7 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

鳴海町南荘建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴海町字片坂 7 番 1 外

3 縦覧期間

令和 2 年 7 月 6 日から同年 8 月 4 日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

鳴海町南荘建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和 2 年 8 月 5 日（水） 午後 2 時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所西12E 会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 424号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 2年 7月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市緑笹塚土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番地の 798
- 3 設立認可の年月日
平成30年 4月20日
- 4 変更認可の年月日
令和 2年 7月 6日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 425 号

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第369号（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における市税に関する申告期限等の延長）において別途市長が定めることとされている期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、同月31日とします。

令和2年7月6日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 426号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙期日

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり決めました。

令和 2年 7月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

選挙期日 令和 2年10月11日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 427号

令和 2年度地籍調査実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6条の 4第 1項の規定に基づき、令和 2年度地籍調査事業を次のように実施します。

令和 2年 7月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業計画が定められた年月日

令和 2年 5月26日

2 調査を実施する者の名称

名古屋市

3 調査地域

千鳥Ⅱ

（名古屋市南区要町及び丹後通の各一部）

4 調査期間

令和 2年 7月 7日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第 428号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について

松ケ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

令和 2年 7月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

2 臨時に開館する期日

令和 2年 7月15日、同年 9月16日、同年10月21日、同年11月18日、同年12月16日、令和 3年 1月20日、同年 2月17日及び同年 3月17日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

委員長選挙の結果について

令和2年7月8日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和2年7月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 住 所 名古屋市西区比良四丁目70番地

2 氏 名 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第5号

委員長職務代理者の指定について

令和2年7月8日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

令和2年7月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 住 所 名古屋市南区中割町2丁目42番地
- 2 氏 名 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第15号

教育委員会定例会の開催について

令和 2年 7月17日午後 2時00分正庁において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 7月 6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2項及び第 3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について

令和 2年度一般会計補正予算に関する専決処分について

令和 3年度使用教科用図書の採択について

名古屋市社会教育委員の委嘱について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第16号

教育委員会臨時会の開催について

令和 2年 7月22日午後 2時00分正庁において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 7月 6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和 3年度使用教科用図書採択について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第17号

教育委員会臨時会の開催について

令和 2年 7月29日午後 1時30分名古屋市公館レセプションホールにおいて教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 7月 6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

令和 3年度使用教科用図書の採択について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第18号

教育委員会定例会における議件の追加について

令和 2年名古屋市教育委員会告示第15号（教育委員会定例会の開催について）
で告示した教育委員会定例会に次の議件を追加付議します。

令和 2年 7月 7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年 7 月 9 日懲戒処分に付した。

令和 2 年 7 月 9 日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
西区主事	減給10分の 1 3 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号
昭和区主事	戒告	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年 7 月 9 日懲戒処分に付した。

令和 2 年 7 月 9 日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	停職 4 月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号